

\\ 市民の皆様からの意見を募集します //

第2次川崎市総合都市交通計画 (素案)について

意見募集期間

令和7年9月5日(金)から令和7年10月6日(月)まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、令和7年10月6日(月)午後5時15分までとします。

閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000178791.html>)

各区役所(市政資料コーナー)、

かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎復元棟2階)、

支所・出張所・図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)、教育文化会館

まちづくり局交通政策室(川崎市役所本庁舎19階)

ホームページは
こちらから↓



意見の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいはインターネット入力フォームの
いずれかで提出

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」、および「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。また、電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

【提出先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市まちづくり局交通政策室(市役所本庁舎19階)
FAX番号:044-200-0984

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理または要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方をとりまとめてホームページ等で公表する予定です。

オープンハウス型説明会(予約不要)

来場の方々に御質問等をお伺いしながら、御説明する「オープンハウス型説明会」を開催いたします。

北部地域 多摩市民館 令和7年9月30日(火)

中部地域 エポックなかはら 令和7年9月25日(木)

南部地域 川崎市役所本庁舎303会議室 令和7年10月2日(木)

全会場
15時から
20時まで

※説明会の資料については、順次ホームページでも公開してまいります。

※開催時間内はいつでも入退場可能

川崎市の交通政策のマスタープラン

第2次川崎市総合都市交通計画(素案) についてご意見をお聞かせください。



意見募集期間: 令和7年9月5日(金)～10月6日(月)

本市では、目指すべき都市像や首都圏における本市の役割を踏まえ、市民生活や経済活動などを支える総合的な交通体系の構築に向けた川崎市総合都市交通計画(平成25年3月策定)を見直し、第2次川崎市総合都市交通計画の策定に向けた検討を進めています。

この度、第2次川崎市総合都市交通計画の素案をとりまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集し、あわせて説明会を開催いたします。

計画策定の
背景

平成25(2013)年3月 交通政策のマスタープランとして策定

平成30(2018)年3月 中間見直しを実施

令和7(2025)年11月 全体を見直して策定



理念

目標等

交通戦略

交通政策の理念

1. 誰もが利用しやすいこと
2. 安全・安心かつ円滑であること
3. 持続可能であること



計画本編はこちら↑
(川崎市ホームページ)

計画の構成

- 1章 川崎市総合都市交通計画について 計画策定の背景と目的、位置づけ等
- 2章 交通政策を取り巻く状況 首都圏及び本市における主な社会状況等
- 3章 交通政策の目標、交通戦略 社会状況等を踏まえた本市の交通戦略
- 関連資料 社会状況に関するデータや主な取組一覧等
- 別冊 参考資料 旧総合都市交通計画について

交通政策の目標

1 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備

- 1－① 広域的な都市間の連携強化
- 1－② 本市拠点機能及び拠点間連携の強化
- 1－③ 羽田空港へのアクセス強化
- 1－④ 東海道新幹線、リニア中央新幹線へのアクセス強化
- 1－⑤ 臨海部における大規模土地利用転換等を踏まえた交通環境の整備

2 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備

- 2－① 快適性の向上（混雑緩和、定時性確保）
- 2－② 安全、安心、快適な移動環境の確保
- 2－③ ユニバーサル（バリアフリー）化の推進・社会参加の促進
- 2－④ 地域（交通）分断の解消（交流の推進）

3 災害に強い交通環境の整備

- 3－① 耐震性の向上
- 3－② 減災（復旧）対策の推進
- 3－③ リダンダンシー（多重性）の向上
- 3－④ 交通基盤の効率的な維持管理・老朽化対策の推進

4 地域に応じたきめ細やかなまちづくりを支える身近な交通環境の整備

- 4－① 地域公共交通の維持・確保
- 4－② 地域特性に応じた交通課題への対応
- 4－③ 駅周辺の特性に応じた結節・交流機能の向上
- 4－④ 地域特性に応じた新たなモビリティの結節機能の形成

5 脱炭素社会の実現に向けた交通環境の整備

- 5－① 車両等の脱炭素化、省エネルギー化等の推進
- 5－② 環境負荷軽減に配慮した自動車利用
- 5－③ 沿道環境の改善
- 5－④ 公共交通の利用促進
- 5－⑤ 地球環境に配慮した新たなモビリティの活用

計画策定のポイント

これまでは、首都圏における立地特性を活かした交通環境の形成を中心に進めてきましたが、**高齢化の進展や交通の担い手不足等の社会環境の変化に対応**するため、これまでに構築した交通環境を最大限に活用しながら、都市の骨格形成と交通機能の強化、安全・安心、防災、環境に対応した交通環境の整備を進めるとともに、**市民の移動しやすさに暮らしやすさを組み合わせた持続可能な交通環境の形成を図る**必要があります。

交通戦略

1 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備

- (1)本市拠点機能及び拠点間連携の強化
- (2)首都圏機能の強化に資する広域的な都市間の連携、空港・新幹線駅へのアクセス強化
- (3)臨海部の交通機能強化
- (4)首都圏機能に資する交通ネットワークに関する取組時期の方向性



国道357号
多摩川トンネル航空写真
（出典）関東地方整備局
川崎国道事務所資料

2 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備

- (1)安全・安心・快適な交通環境の整備と交通安全対策の推進
- (2)人にやさしい交通環境の整備と社会参加の促進等に向けた取組の推進



ホームドアの設置
（JR南武線武蔵小杉駅）
（出典）川崎市資料

3 災害に強い交通環境の整備

- (1)災害に強い交通基盤の整備
- (2)災害発生時等における帰宅困難者対策の推進



図上訓練の様子
（出典：川崎市資料）

4 地域に応じたきめ細やかなまちづくりを支える身近な交通環境の整備

- (1)社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成
- (2)駅周辺等の特性に応じた交通・交流環境の整備及び公共交通の利用促進



多摩川スカイブリッジを
走行する自動運転バス
（出典：川崎市資料）

5 脱炭素社会の実現に向けた交通環境の整備

- (1)公共交通利用促進と道路交通円滑化
- (2)次世代自動車の普及等による交通の脱炭素化
- (3)環境に配慮した自動車利用の推進



川崎市EVバス
（出典：川崎市資料）